# 新たな道路照明に関する技術公募

【公募要領】

令和元年 10 月

国土交通省

# 1. 公募の目的

道路照明は、夜間において、あるいはトンネル等の明るさが急変する場所において、道路 状況、交通状況を的確に把握するための良好な視環境を確保し、道路交通の安全、円滑を図 ることを目的に設置されています。

一方で、腐食や損傷等による灯具落下及び支柱倒壊等の事故の発生、メンテナンスにおける生産性向上及び社会的影響の低減、設置費用や電力消費量のより一層の縮減等、様々な課題も存在しています。

これらの課題解決に向けては、道路照明施設に対する新技術の開発や、技術検証及び評価を通じた実用化を推進していくことが必要です。

上記の背景を踏まえ、安全性の向上、メンテナンスの効率化、経済性の向上等に資する、 新たな道路照明技術に係る基礎データの収集を目的とした技術公募を実施します。

なお、本公募は企業や製品・技術の認定を行うものではありません。

# 2. 公募技術

## (1) 対象技術

# 安全性の向上、メンテナンスの効率化、経済性の向上等を実現する 新たな道路照明技術(※)(開発中を含む)

(※) 道路構造令第31条及び第34条に規定される照明施設をいい、連続照明、局部照明、 トンネル照明の全てを対象とします(例:光源を低位置に配置することで灯具の落下 リスクを低減した照明施設等)。

また、照明施設の一部(例:素材の軽量化や構造の工夫により灯具の落下リスクを低減したポールまたは照明器具等)や照明施設に導入・設置する機器等(例:点灯状況や老朽化度合いをモニタリングすることで省メンテナンスが図られる機器等)についての応募も可能です。ただし、メンテナンス効率化のための点検のみに関する技術(例:点検ロボットの活用等)は対象外とします。

#### (2) 応募技術の条件等

以下に示す「1) 必須項目」に全て該当し、かつ「2) 提案項目」のうち少なくとも1つに 該当していることとします。

#### 1) 必須項目

#### ① 基本性能

以下のいずれかに該当する技術

- ・ 道路照明施設に関する基準等(※)に規定する性能指標を満たしている技術
- ・ 道路照明施設に関する基準等に規定する性能指標を満たしていないものの、応募 者として道路に求める照明としての性能が備わっていると期待できる技術
- ・ 性能指標を満たしている既存の道路照明施設に追加的に導入・設置して使用する ことが可能である技術
- ※ · 道路照明施設設置基準(国土交通省,平成19年9月, https://www.mlit.go.jp/road/sign/kijyun/pdf/20070905syoumei.pdf)
  - ・LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)(国土交通省,平成27年3月, https://www.mlit.go.jp/tec/it/denki/gijyutukijyun/H27LED-guidline.pdf)

#### ② 実現性

既存技術の組み合わせや改良により、容易に実現できる技術 または開発中の場合、3年程度以内の実用化が見込まれる技術

#### 2) 提案項目

#### ① 道路照明施設の安全性

腐食や損傷等による道路照明の落下事故や倒壊事故が起きにくい構造等、道路照明施設 自体の安全性の向上が期待される技術

# ② 省メンテナンス性

以下に示すような労力・時間等の軽減、一般交通への影響の低減、耐久性・耐候性の向上 等が期待される技術

- ・ 施工、点検・診断、灯具交換・修繕等が簡易であり、これらにかかる労力・時間等 が軽減される技術
- ・ 施工、点検・診断、灯具交換・修繕等における通行規制等が不要または低減される 技術
- ・ 耐久性や耐候性があり、劣化や損傷が生じにくいもしくは見つけやすい技術

#### ③ 省コスト性

イニシャルコスト、消費電力量、点検・診断等にかかるコスト、灯具の交換回数等の削減 により、ライフサイクルコストの縮減が期待される技術

## ④ 道路交通の安全性向上への寄与

視程不良時の誘導性の向上や、道路上の障害物または歩行者の視認性向上等、道路交通の さらなる安全性向上に資する技術

#### ⑤ 環境親和性

沿道環境や沿道景観等への配慮がなされている技術

#### ⑥ 応用・展開可能性

自動運転支援等、照明以外の用途への応用・展開が期待される技術

## ⑦ その他

その他、応募者が新たな道路照明技術として重要と考える性能を満たしている技術

# 3. 応募資格

応募にあたっては、以下の要件を満たす必要があります。

## (1) 応募要件

公募要領【応募方法編】に記載する「新たな道路照明に関する技術公募に係る規約」の内容に同意し、承諾書を提出すること

## (2) 資格要件

以下の①及び②を満たすこと

- ① 「民間企業」、「大学等※1」または「共同企業体等※2」であること
  - ※1 「大学等」は、民間企業と共同で応募する場合に限ります。
  - ※2 複数の企業で、本公募に参加することを目的に形成する企業組織体 (JV)、 及びコンソーシアム (共同事業体) のことをいいます。
- ② 日本国内に連絡窓口があること かつ、提出資料及び添付資料等を日本語で作成し、提出された資料等に関する技 術的質問に日本語で答えられること

# 4. 公募期間

令和元年 10 月 11 日 (金) ~ 令和元年 10 月 31 日 (木) (17:00 必着)

# 5. 検証対象技術の選定

## (1) 選定方法

提出いただいた申請書類に基づき、以下の事項を確認の上、検証対象技術を選定します。

- ・ 公募の目的の趣旨に即した技術であること
- ・ 応募技術の条件等を満たしていること
- 応募資格を満たしていること
- ・ 応募方法、申請書類に不備がないこと
- ・ 公募期間内に申請書類が到着していること

提出された申請書類に不明な箇所がある場合は、追加資料の提出やヒアリング等を依頼 することがあります。

また、応募技術が多数であった場合等は、事務局が選定する評価委員により検証対象技術の選定を行う可能性があります。

## (2) 選定結果の通知・取り消し

応募者に対して、検証対象技術として選定されたか否かを文書で通知します。

選定の通知を受けた者が不正な手段により選定されたこと等が判明した場合、通知の全部または一部を取り消すことがあります。

#### (3) 秘密保持契約の締結

選定された技術の応募者は、技術検証にあたって国土交通省との間で秘密保持に関する 契約等を締結することとします。詳細については、選定後に通知します。

### (4) 技術検証の辞退

選定された技術の応募者が、応募技術の開発状況やその他やむを得ない事情により技術 検証の実施の辞退を希望する場合は、事務局との協議の上辞退することが可能です。

# 6. 技術検証の実施

## (1) 検証方法

選定された技術について、以下に基づき技術検証を行います。

#### 1)申請書類

「2 (2) 応募技術の条件等」に示す各項目の満足度等について、総合的な確認・評価を行います。

## 2) 応募者によるプレゼンテーション

選定された技術については、後日指定する会場(東京都内の会議室を予定)にて応募者からのプレゼンテーションを実施していただき、事務局が選定する評価委員による総合的な確認・評価を行います。

プレゼンテーションの実施日時、方法等の詳細は、検証対象技術の選定後に各応募者に対して通知します。なお、プレゼンテーションの日時は11月下旬~12月上旬頃、時間は技術一つあたり30分程度(質疑応答を含む)を予定しています。

プレゼンテーションの実施にあたっては、各応募者に下記①~④の資料等の準備を依頼 する予定です。

【プレゼンテーションにあたって準備・提出を求める資料】

- ① 応募技術の特長を説明するプレゼンテーション資料 (Microsoft® PowerPoint 形式)
- ② 路面輝度、輝度均斉度、グレア、誘導性等の各光学指標の計測またはシミュレーション結果
- ③ 実際の点灯状況が把握できる動画または静止画 または、模擬的な点灯状況が把握できるシミュレーション画像
- ④ 提案する照明技術の筐体実機 (プレゼンテーション会場に容易に持ち込みができる場合のみ)

#### 【フィールドテスト(事務局が実施を求める技術のみ対象)】

上記の1)2)の技術検証・評価を踏まえて、応募技術の設置方法や点灯状況等をより詳細に把握させていただきたいと事務局が判断した場合には、応募者との協議の上、後日フィールドテストを依頼することがあります。

なお、フィールドテストの実施場所は国土技術政策総合研究所内の道路関連実験施設を予定しています。

#### 3) その他

技術検証の評価に際して、後日ヒアリング等を実施する可能性があります。

# (2) 検証の視点

応募技術は、下記の視点に基づき検証を行います。

- 「2(2)応募技術の条件等」の満足度
- ・ 導入にあたっての課題とその対応策
- ・ 今後の開発・改良にあたっての発展性

### (3) 検証結果の通知

応募技術に係る検証結果は、各応募者に対して通知します。

# (4) 検証結果の公表

国土交通省は応募者と協議を行った上で、技術検証の結果をとりまとめて公表する予定です。

# 7. 技術検証等に係る費用

本公募における費用分担は以下の通りです。

#### 1) 応募者の負担項目

技術検証に必要な試作費用や機材、PC等の機器類、資料作成にかかる費用等、下記 2) に記載されている事務局での負担項目以外は応募者が負担するものとします。

#### 2) 事務局の負担項目

技術検証に係る費用として、以下の項目は事務局が負担します。その他、不明な点は、協議の上決定します。

- ・ 応募者の負担とすることで、応募者間に過度の不公平が生じる費用
- ・ フィールドテストの実施を求めた場合の施設利用に係る費用
  - ※フィールドテストを国土技術政策総合研究所内の道路関連実験施設以外の施設で実施する場合は、当該施設の利用に係る費用は応募者が負担するものとします。

# 8. スケジュール

本公募の公募期間、技術検証の実施、評価など全体の概略スケジュール (予定) は以下の通りです。なお、スケジュールは変更することがあります。

内容	日程
公募期間	<u>令和元年 10 月 11 日 (金) ~</u>
	<u>令和元年 10 月 31 日(木)(17 時必着)</u>
選定結果の通知	令和元年 11 月中旬頃
応募者によるプレゼンテーション	令和元年 11 月下旬~12 月上旬頃
フィールドテスト	令和元年 12 月中旬~令和 2 年 1 月頃
(事務局が求める技術のみ対象)	<u> </u>
検証結果の通知・公表	令和2年2月頃

# 9. 応募方法及び問い合わせ

# (1) 応募方法

応募に当たっては、下記 URL の「公募要領(応募方法編)」に基づき応募してください。 http://www.mlit.go.jp/tec/tec fr 000061.html

## (2) 公募に関する問い合わせ

本公募について質問等がある場合は、下記 E-mail アドレス宛に問い合わせください。なお、質問内容の確実な記録と回答の公平性を担保するため、質問の受付は E-mail のみとし、受付期間内にいただいた質問及び回答は、令和元年 10 月 25 日(金)を目途に下記 URL に掲載します。

#### 1) 受付期間

令和元年 10 月 11 日 (金) ~令和元年 10 月 18 日 (金) (17 時必着)

#### 2) ご質問受付先

国土交通省 大臣官房 技術調査課 電気通信室(担当:小嶋、田島) hqt-road-lighting@gxb.mlit.go.jp

#### 3) 回答の掲載先

http://www.mlit.go.jp/tec/tec\_fr\_000061.html

# 10. その他

- ・ 資料の作成及び提出に要する費用は、応募者の負担とします。
- ・ 応募された資料は返却いたしません。
- ・ 応募者には応募技術に関する追加資料の提出を依頼する場合があります。
- ・ 申請書類及び技術検証時に提出いただいた資料等の内容については、検証対象技術 の選定及び技術検証の目的のみに使用し、事務局及び事務局が選定する評価委員以 外の第三者に対して開示・提供することはありません。

以上